

セディナクオークカード会員規約

第 章 一般条項

第 1 条(会員・家族会員) (1) 本人会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社セディナ(以下「会社」という。)に、直接、又はカードの発行・サービスの提供等に関して会社と提携する企業等(以下「提携会社」という。)を通じて入会を申込み、会社及び提携会社が入会を認めた方をいいます。なお、会社が入会を認めた時に、本規約によるカード利用契約が成立するものとします。(ただし、カードキャッシングに係る契約については、当社が個別のカード毎にカードキャッシング利用可能枠の設定の通知をした時契約が成立し、当社が入会を認めた時に遡ってその効力が生じます。)(2) 家族会員とは、本人会員が、代理人と指定した家族に会社が当該家族専用に発行するカード(以下「家族カード」という。)を利用させることを会社に申し込み、会社が認めた方をいいます(以下、本人会員と家族会員とを総称して「会員」という。)。本人会員は、本規約に基づき、家族会員に本人会員の代理人として家族カードを利用させることができるものとします。なお、申し込みのカードによっては、家族カードを選択できないものもあります。(3) 本人会員は、家族会員が家族カードを利用して決済をした金額について支払義務を負うものとし、本規約に定める方法により会社に支払うものとします。家族会員に対する代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合又は代理権に制限を加えた場合でも、本人会員は、第 13 条(2)による家族カード利用の中止を申し出ない限り、支払を免れることはできないものとします。この場合、本人会員は、家族会員から家族カードを回収する等して、利用できない措置をとるものとします。(4) 家族会員は、会社が家族カードの利用内容・利用状況等を本人会員に対し通知することをあらかじめ承諾するものとします。本人会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとし、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことにより会社に損害(家族カードの管理に関して生じた損害を含む。)が発生した場合、当該損害を賠償する責を負うものとします。

第 2 条(カードの貸与・有効期限) (1) 会社は会員 1 名につき、1 枚のカードを発行し、貸与します。なお、カードの所有権は会社に属します。(2) 会員は、カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを利用・保管します。(3) カードは会員のみが利用でき、会員が他人にカードを貸与・譲渡・質入れ及び担保に提供する等、カードを第三者に占有・利用させることは一切できません。(4) カードの有効期限はカードに表示する月の末日までとし、会社は、会員より脱会の申し出がなく、かつ、会社が引き続き会員と認める方を更新します。(5) 会社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等で会社が認めた場合に限りカードの再発行をします。(6) カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。(7) 会員は、カードの利用・管理に際して会員が(2)または(3)に違反し、カードが不正に使用されたとき(ただし、会員の責に帰さない場合は除く。)は、それにより生じた一切の損害は会員が負担します。

第 3 条(暗証番号) (1) 本人会員は、カード利用者本人であることを証明するための暗証番号を登録していただきます。ただし、本人会員が特に指定しない場合、又は会社が暗証番号として不適当と判断した場合には会社所定の方法により暗証番号を登録します。(2) 会員は暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理します。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用された場合は、暗証番号について盗用、その他事故

があっても、それにより生じた一切の損害(ただし、会社に故意又は重大な過失がある場合を除く。)は会員が負担します。

第4条(会員保障制度・年会費) (1)本人会員は、入会に際し、カードの紛失・盗難による不測の損害を未然に防止するため、自動的にカード会員保障制度に加入していただくものとします。(2)会員保障制度の内容は、別途に定めるカード会員保障制度規約によります。(3)本人会員は、会社に対して毎年会社所定の年会費を支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に再請求されることがあります。(4)年会費は理由の如何を問わず返還しません。また、年会費のみの請求の場合はカードご利用代金明細書の発行を省略することがあります。

第5条(カードの機能) (1)会員は、本規約に定める方法・条件によりカードを使用することによって後記第 章(カードショッピング)・第 章(キャッシングサービス)に定める機能を利用することができます。ただし、キャッシングサービスは、会社が認めた会員のみがサービスを受けることができます。(2)会員は、会社・提携会社、又は会社が提携するサービス提供会社が提供するカード付帯サービス・特典(以下「付帯サービス」という。)を利用することができ、その内容は別途通知します。なお、会員は付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合は、それに従います。(3)付帯サービスは、会社・提携会社、又はサービス提供会社が必要と認めた場合、その内容を変更または廃止することがあります。また、会員は付帯サービスを利用できない場合があります。

第6条(カードの利用可能枠) (1)カードショッピングの利用可能枠およびキャッシングサービスの利用可能枠(以下総称して「カード利用可能枠」という。)は、会社が定めるものとし、本人会員に通知するものとします。ただし、会社が適当と認めた場合は、いつでもカード利用可能枠を増減できるものとし、変更の際には、本人会員に対し通知するものとします。なお、通知書到達後、会員がカードを利用したときは、本人会員は、変更内容を承認したものとします。(2)前項の定めにかかわらず、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他会社が必要と認める場合には、特段の通知なくカード利用可能枠を減額または利用の停止ができるものとします。[1]本人会員がカード利用代金等会社に対する債務の履行を怠ったとき[2]会員のカードの利用状況および本人会員の信用状況等に応じて、審査のうえ会社が必要と認めるとき[3]会社が定める本人確認手続きが完了しないとき(3)会員は、会社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。会社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、会社は本人会員に対し、利用可能枠を超えて使用した金額の一括払いを請求することができるものとします。(4)本人会員は、会社または提携会社から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合のカード利用可能枠は、本人会員が保有するカード利用可能枠の合計額ではなく、会社が別に定める金額とすることを承諾するものとします。

第7条(支払方法・約定支払日) (1)利用代金・借入金及び手数料、その他本規約に基づく本人会員の会社に対する一切の支払債務は本人会員があらかじめ指定した預貯金口座から口座振替の方法によりお支払いいただきます。ただし、会社が適当と認める場合は、会社の指定口座への振込等、会社が別途指定する方法でお支払いいただきます。(2)(1)の支払債務は、カード送付時に通知する約定支払日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日。以下同じ。)に、次の通り(ただし、ボーナス一括払い・ボーナス2回払いの場合を除く。)お支払いいただきます。なお、事務処理の都合上、また、加盟店の事情により第1回目の支払日が翌々月以降になる場合もあります。[1]約定支払日が6日の場合、毎月10日に締切り、締切日の翌月から毎月6日にお支払いいただきます。[2]約定支払

日が26日の場合、毎月末日に締切り、締切日の翌月から毎月26日にお支払いいただきます。(3)本人会員の都合により口座振替ができない場合、会社は金融機関に再振替の依頼をすることがあります。

第8条(日本国外における利用代金の円への換算) 会員の日本国外における利用代金は、所定の売上票または伝票記載の外貨額を会社とMasterCard Worldwide(以下「MCW」という。)所定の方法で円貨に換算の上、国内の利用代金と同様の方法により、所定の事務処理費用を付加してお支払いいただきます。

第9条(支払金の充当順序) 本人会員の支払金が本規約及びその他の契約に基づき会社に対して負担する一切の債務の完済に足りないときはその支払金について、また、期限の到来した債務の額を超えて支払われたときはその超過支払金について、いずれも本人会員へ通知することなく、会社が適当と認める順序・方法(ただし、本人会員が指定した場合を除く。)によりいずれかの債務(年会費を含む。)に充当します。

第10条(費用等の負担) (1)カードの利用または本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税法に定める消費税その他の公租公課は、本人会員の負担とします。なお、本人会員は、消費税法その他法定の税率に変更があった場合は、変更後の税率による消費税その他の公租公課を負担します。(2)カードの利用、支払金等の支払、カードの返却、会社所定の届出および問い合わせその他本規約に基づいて要する全ての費用(金融機関への振込手数料及び再振込手数料、会社指定場所への持参手数料、日本国外でのカード利用に係わる費用、郵送料、電話料金等)は、会員の負担とします。(3)本人会員は、カードショッピングの場合に支払遅滞やその他、会員の責に帰すべき事由等により生じた次の費用を負担します。[1]会社が振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料として、会社が金融機関に再振替の依頼をしたときは再振替手数料として、それぞれ手続回数1回につき315円(うち税15円)。なお、振込用紙送付の場合、会社宛の振込手数料も本人会員が負担します。[2]会社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,050円(うち税50円)。[3]会社が本人会員に対し後記第14条(1)の書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用。(4)会社は本人会員に対し、会員の要請により会社が行う事務の費用として次の各号のものを法令に定める範囲内で本人会員に請求することができるものとします。[1]カードの再発行手数料[2]本人会員に交付された書面の再発行手数料(5)改正貸金業法4条施行日以降、会員が金銭の受領又は弁済のために現金自動貸付機その他の機械を利用したときは、会社は本人会員に対し、法令の範囲内で会社が別途定める利用料を請求することができるものとします。

第11条(カードの紛失・盗難) (1)会員は、カードを紛失し、又は盗難に遭ったときは、速やかに会社に連絡の上、最寄りの警察署に届けると共に、会社所定の届出書を会社宛てに提出していただきます。(2)紛失・盗難による第三者の不正使用が会員の生年月日・電話番号等の個人情報が記載された本人特定資料の管理・保管において会員の責に帰すべき事由があることにより、不正使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している等、個人情報の漏洩と不正使用との間に因果関係がある場合は、それによる一切の損害は会員の負担となります。(3)カード会員保障制度によって補填されない一切の損害は会員が負担します。

第12条(債権譲渡の承諾) 本人会員は、会社が必要と認めた場合、事前に通知することなく会社が本規約に基づく債権、並びにこれに付帯する一切の権利を第三者に担保に差し入れ、又は譲渡すること(信託の設定による担保差し入れ、又は譲渡を含む。)、及び会社が譲渡した債権を再び譲り受けることがあることを承諾します。

第13条(退会・カードの利用停止及び会員資格の喪失) (1)会員が都合により退会する場合は、その旨の届出をした上、会社の指示に従ってカードを直ちに返却するか、カードを切断して破棄するものとします。ただし、本人会員は、会社への届出に加え、会社に対する未払債務を会社に完済したときをもって退会とします。(2)本人会員が

家族会員のカードの利用の中止を申し出た場合、その申出をもって家族会員は退会したものとします。(3) 会員が次のいずれかに該当した場合は、会社は何らの通知・催告をすることなく、カードの利用を停止させること、又は会員資格を喪失させることができます。この場合、会員は会社に対して直ちにカードを返却し、未払債務の全額をお支払いいただくと共に、会社は加盟店に当該カードの無効を通知できます。[1]会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき[2]個人信用情報に明らかに問題がある場合等、本人会員の信用状況に重大な変化が生じたとき[3]後記第 14 条に該当する事由が生じたとき、又は本規約のいずれかに違反したとき[4]カード利用状況及び支払状況が適当でないと会社が判断したとき[5]住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、会社が会員への通知連絡について不能と判断した場合[6]会員が死亡したとき[7]「貸金業法」の定めにより、会社がキャッシングサービスを停止する義務を負うとき[8]会員が暴力団員、暴力団関係企業関係者、総会屋その他反社会的勢力であることを会社が知ったとき[9]会員が自ら又は第三者を利用して暴力的若しくは不当な要求行為をし、又は偽計若しくは威力を用いて会社の業務を妨害し若しくは信用を毀損したとき[10]前各号に類する事由が生じたとき、その他会社が会員として不適格と判断したとき(4) 会社が第 1 条に定めるカード募集・発行等に関する提携会社との当該契約を解消した場合、カードの有効期限にかかわらず、事前に通知した上で、カードの利用を停止することがあります。(5) 本人会員が(1)(3)のいずれかに該当した場合は、当然に家族会員についても同一の効果が生じます。(6) 会員が(1)(3)のいずれかに該当した場合、会社はカードの付帯サービスの提供を停止します。(7) 会員は、(3)の[1]～[10]に該当し、会社または会社より委託を受けた者(後記第 22 条(1)に定める加盟店を含む。)がカードの返却を求めた場合は、ただちにカードを返却します。

第 14 条(期限の利益の喪失) (1) 本人会員は、支払期日にカードショッピング代金債務の履行を遅滞し、会社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったときは、当該債務について当然に期限の利益を失い、ただちに債務の全額をお支払いいただきます。ただし、支払期間が 2 ヶ月を超えない支払方法(事務処理上の都合により 2 ヶ月を超えた場合もこれに含まれる。以下同じ。)によるカードショッピング代金債務及びボーナス一括払いによるカードショッピング代金債務を除きます。(2) 本人会員は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、ただちに債務の全額をお支払いいただきます。[1]仮差押、差押、若しくは競売の申請又は破産その他債務整理のための法的手続きの開始申立てがあったとき、債務整理(任意整理を含む。)を開始する旨を会社に通知したとき[2]租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押があったとき[3]自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき[4]「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」という。)に基づく本人確認書類の提示・提出等がない場合において、会社が本人会員に対し本人確認書類の提示・提出等を求めたにもかかわらず、所定の期日までにその提示・提出等がないとき[5]本人会員が現に有効な運転免許証の交付を受けている場合において、会社が本人会員に対し運転免許証の番号を届出するよう通知したにもかかわらず、所定の期日までにその届出がないとき(3) 本人会員が、支払期間が 2 ヶ月を超えない支払方法によるカードショッピング代金債務、ボーナス一括払いによるカードショッピング代金債務及びキャッシングサービスの約定支払額の履行を 1 回でも遅滞したとき(ただし、キャッシングサービスによる債務の場合は利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する。)は、当該債務について当然に期限の利益を失い、ただちに当該債務の全額をお支払いいただきます。(4) 本人会員は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、会社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、ただちに債務の全額をお支

払いいただきます。[1]会員が商品の質入れ、譲渡、賃貸その他会社の所有権を侵害する行為をしたとき[2]会員が本規約上の義務(ただし、(1)または(3)に規定する債務を除く。)に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき[3]その他本人会員の信用状態が悪化したとき[4]商品購入等の契約が会員にとって営業のために若しくは営業として締結したもの(業務提供誘引販売個人契約又は連鎖販売個人契約に係るものを除く。)である場合で、会員が分割払いを1回でも遅滞したとき。(5)本人会員は、第13条(3)の規定により会員資格を取消されたときは、会社の請求により会社に対する一切の債務について期限の利益を失い、ただちに当該債務の全額をお支払いいただきます。

第15条(遅延損害金) (1)本人会員が約定支払日に約定支払額の支払いを遅滞した場合(後記(2)の場合を除く。)は、約定支払日の翌日から支払日に至るまで、次の遅延損害金を付加してお支払いいただきます。[1]カードショッピングは、その約定支払額に対し年14.60%(1年を365日とします。但し、閏年は1年を366日として計算します。以下同じ。)を乗じた額。ただし、支払回数が3回以上の分割払い(リボルビング払いを除く。)の場合は、当該分割支払額合計の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額を超えない額[2]キャッシングサービスは、その約定支払額の元金に対し、年20.00%を乗じた額(2)本人会員が期限の利益を喪失した場合は、未払債務の全額(キャッシングサービスは残元金分)に対して期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、次の遅延損害金を付加してお支払いいただきます。[1]カードショッピングは、年14.60%を乗じた額。ただし、支払回数が3回以上の分割払い(リボルビング払いを除く。)の場合は、当該分割支払額合計の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額[2]キャッシングサービスは、未払債務(残元金分)に対し、年20.00%を乗じた額

改正割賦販売法3条施行日(平成21年12月1日)以降の利用分に対する遅延損害金は以下のとおりとします。

(1)本人会員が約定支払日に約定支払額の支払いを遅滞した場合(後記(2)の場合を除く。)は、約定支払日の翌日から支払日に至るまで、次の遅延損害金を付加してお支払いいただきます。[1]カードショッピング(後記[2]の場合を除く。)は、その約定支払額に対し年29.20%(1年を365日とします。ただし、閏年は1年を366日として計算します。以下同じ。)を乗じた額。ただし、当該分割支払額合計の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額を超えない額[2]カードショッピングの支払期間が2ヵ月を超えない場合及びリボルビング払いは、その約定支払額に対し年14.60%を乗じた額[3]キャッシングサービスは、その約定支払額の元金に対し、年20.00%を乗じた額(2)本人会員が期限の利益を喪失した場合は、未払債務の全額(キャッシングサービスは残元金分)に対して期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、次の遅延損害金を付加してお支払いいただきます。[1]カードショッピング(後記[2]の場合を除く。)は、商事法定利率を乗じた額[2]カードショッピングの支払期間が2ヵ月を超えない場合及びリボルビング払いは、年14.60%を乗じた額[3]キャッシングサービスは、未払債務(残元金分)に対し、年20.00%を乗じた額

改正貸金業法4条施行日以降の利用分に対する遅延損害金は以下のとおりとします。

(1)本人会員が約定支払日に約定支払額の支払いを遅滞した場合(後記(2)の場合を除く。)は、約定支払日の翌日から支払日に至るまで、次の遅延損害金を付加してお支払いいただきます。[1]カードショッピング(後記[2]の場合を除く。)は、その約定支払額に対し年20.00%(1年を365日とします。ただし、閏年は1年を366日として計算します。以下同じ。)を乗じた額。ただし、当該分割支払額合計の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額を超えない額[2]カードショッピングの支払期間が2ヵ月を超えない場合及びリボルビング払いは、その約定支払額に対し年14.60%を乗じた額[3]キャッシングサービスは、その約定支払額の元金に対し、年20.00%を乗じた額(2)本人会

員が期限の利益を喪失した場合は、未払債務の全額(キャッシングサービスは残元金分)に対して期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、次の遅延損害金を付加してお支払いいただきます。[1]カードショッピング(後記[2]の場合を除く。)は、商事法定利率を乗じた額[2]カードショッピングの支払期間が2ヵ月を超えない場合及びリボルビング払い、年14.60%を乗じた額[3]キャッシングサービスは、未払債務(残元金分)に対し、年20.00%を乗じた額

第16条(料率等の変更) 本規約及びその他諸契約に基づくカード利用にかかる手数料率・利率(遅延損害金の料率を含む。)は、金融情勢等により変動する場合があります。遅延損害金の料率を除き、会社が手数料率の変更を通知した場合、後記第19条の規定にかかわらず、通知前の取引については従前の手数料率が適用され、通知後の取引については変更後の手数料率が適用されます。

第17条(届出事項の変更) (1)会員は、届出済みの氏名・勤務先・住所・支払預金口座・電話番号・メールアドレス等に変更が生じた場合、遅滞なく会社に書面又は電話若しくは会社所定の方法によりその変更を届け出ていただきます。(2)(1)の届出がないために会社からの通知、又は送付書類等が延着、また到着しなかった場合(ただし、会員に止むを得ない事情がある場合を除く。)には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。

第18条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令の適用) 会員は、日本国外でカードを利用する場合、現在又は将来適用される外国為替及び外国貿易に関する諸法令・諸規則等により許可書・証明書、その他書類を必要とする場合には、会社の要求に応じ、これを会社に提出し、また、日本国外でのカード利用の制限あるいは停止に応じていただきます。

第19条(規約の変更) (1)本規約を変更する場合は、会社はあらかじめ本人会員に変更事項を通知し、本人会員は家族会員に変更事項を説明するものとします。なお、変更内容を通知、又は新会員規約を送付した後に会員がカードを利用したとき、又は通知後2週間経過し、異議等の申し出がないときは、会員は変更内容を承認したものとみなします。(2)本規約の変更事項が軽微である場合は、会社ホームページでの公表をもって、本人会員への通知に代えることがあります。

第20条(準拠法) 会員と会社との諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されます。

第21条(合意管轄裁判所) 本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地・購入地及び会社の本社・各営業部・支店・営業所・管理センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 章 カードショッピング条項

第22条(カードショッピングの利用方法等) (1)会員は、次の加盟店(以下総称して「加盟店」という。)でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名をすることにより、商品・権利の購入及びサービスの提供(以下「商品等」という。)を受けることができます。カードの種類がICクレジットカード(ICチップを搭載したクレジットカード。以下「ICカード」という。)の場合は、会社が指定する加盟店においては、自己の署名に代えて、会員自身が暗証番号をIC読取機能付承認端末(以下「IC端末」という。)へ入力します。ただし、IC端末が故障の場合、若しくは別途会社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でICカードを利用していただきます。また、会社が特に認めた場合は、カードの提示・署名を省略する等、これに代わる方法をとる場合もあります。なお、会社が特に定める商品等についてはカードの利用ができない場合があり、また、カードの利用に際しては、利用できる取引の種類

や購入商品の種類・利用金額等により、会社の承認を必要とする場合があります。[1]会社と契約した加盟店(提携会社及び提携会社と特約している加盟店を含む。)[2]会社と提携したカード会社の加盟店[3]MCW に加盟した金融機関等と契約した加盟店(2)[1]本人会員は、(1)[1]に該当する加盟店における本人会員のカード利用代金債権を会社が本人会員に代わって加盟店に立替払いすることを委託します。ただし、一部加盟店においては、その加盟店の本人会員に対するカード利用代金債権を本人会員に通知することなく、その加盟店が会社に譲渡することがあります。本人会員はこの債権譲渡について、あらかじめ異議なく承諾するものとします。[2](1)[2][3]に該当する加盟店においては、本人会員のカード利用代金債権を本人会員に通知することなく、その加盟店が加盟店契約カード会社等に譲渡し、更に加盟店契約カード会社等が直接または MCW 及び会社と提携したカード会社を通じて会社に譲渡します。本人会員はこの債権譲渡について、あらかじめ異議なく承諾するものとします。(3)会員が、水道、電気、ガスなどの公共料金、電話料金などの通信サービス料金およびその他継続的に発生する各種の利用代金(以下「継続的利用代金」という。)の決済手段としてカードを利用した場合において、カードの更新や種別変更等により会員番号・有効期限等が変更され若しくは会員資格の取消し、退会等によりカードが無効になったときは、会員は、その旨を加盟店に対し通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとします。また、会員は、会社が必要であると判断したときに、会員に代わって会社が会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店に対し通知することを、あらかじめ承諾するものとします。

第 23 条(所有権留保に伴う特約) (1)会員は、カード利用により購入した商品等の所有権は会社が加盟店に立替払いしたことにより、若しくは会社に債権譲渡されたことにより、加盟店から会社に移転し、当該商品等に係わる債務の完済まで会社に留保されることを認め、質入れ・譲渡・賃貸、その他会社の所有権を侵害する行為をすることなく、善良なる管理者の注意をもって商品等を管理します。(2)本人会員は、第 14 条により期限の利益を喪失した場合、会社は留保した所有権に基づき商品等を引取ることができ、その商品等については、会社が決定した相当な価格で本規約に基づく未払債務の支払いに充当することに同意します。なお、不足が生じたときは本人会員及び会社の間でただちに清算します。

第 24 条(見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等) 会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品等が見本・カタログと相違しているときは、加盟店に商品等の交換を申し出るか、又は加盟店に売買契約の解除を申し出ることができます。なお、この場合、会員は速やかに会社にその旨を通知するものとします。

第 25 条(カードショッピングの利用額の支払方法) (1)日本国内及び国外の加盟店でカードを利用した場合、カードショッピング利用代金の支払区分は、定率リボルビング払いとします。(2)本人会員は、毎月末日にカードショッピングの利用代金を締め切り、(3)に定める定率リボルビング払いの方法により算出して得た額を会社に支払うものとします。(3)本人会員は、締切日の利用代金の残高(以下「利用残高」という)に対し、3%の支払比率を乗じた額(1,000 円単位、1,000 円未満は切り上げ)を支払うものとします。ただし、支払額は、最低 5,000 円とします。当該支払額には利用残高に対する 1.25%(実質年率 15.00%)の手数料を含みます。ただし、新規にカードショッピングを利用する場合、ご利用の日から最初に到来する支払日までの期間は手数料計算の対象としません。(4)弁済金(各回ごとの支払額をいう)の具体的算定例は次のとおりとなります。

[例]支払比率 3%の場合

7 月 15 日にカードショッピングを 250,000 円ご利用の場合

初回のお支払い(8月26日)の内容

- ・弁済金: $250,000 \text{ 円} \times 3\% = 7,500 \text{ 円}$ 。切り上げし、8,000 円
- ・手数料充当分: 7月15日から8月26日までの期間は手数料計算の対象としません。
- ・弁済金のうち元本充当分: 全額元本に充当いたします。
- ・お支払後の元本: $250,000 \text{ 円} - 8,000 \text{ 円} = 242,000 \text{ 円}$

第2回目のお支払い(9月26日)の内容

- ・締切日(8月31日)時点の元本: $250,000 \text{ 円} - 8,000 \text{ 円} = 242,000 \text{ 円}$
- ・弁済金: $242,000 \text{ 円} \times 3\% = 7,260 \text{ 円}$ 。切り上げし、8,000 円
- ・手数料充当分: $242,000 \text{ 円} \times 15.00\% \div 12 \text{ ヶ月} = 3,025 \text{ 円}$
- ・弁済金のうち元本充当分: $8,000 \text{ 円} - 3,025 \text{ 円} = 4,975 \text{ 円}$
- ・お支払後の元本: $242,000 \text{ 円} - 4,975 \text{ 円} = 237,025 \text{ 円}$

(5) 利用残高と手数料の合計額が、最低弁済金に満たないときは、弁済金は、その合計額とします。(6) 本条の規定にかかわらず、会員がカード利用の際に2回払い又はボーナス一括払いを指定した場合、当該利用代金の支払区分は2回払い又はボーナス一括払いとし、また、会社が特に認めた場合、利用代金の支払区分は1回払いとすることができます。その支払方法は次のとおりとします。[1]1回払いについては、利用額の全額を利用月の翌月の支払期日にお支払いいただきます。[2]2回払いについては、利用額の半額(端数は、初回分に算入)を利用月のそれぞれ翌月と翌々月の支払期日にお支払いいただきます。[3]ボーナス一括払いについては、毎年12月16日から翌年6月15日までの利用分を8月支払期日に、7月16日から11月15日までの利用分を翌年1月の支払期日にお支払いいただきます。ただし、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります。(7)(3)の支払比率は、社会情勢の変化その他相当の事由がある場合には、会社において変更できるものとします。本人会員は、第19条の規定にかかわらず、会社から支払比率の変更を通知した後は、変更後の支払比率が適用されることをあらかじめ承諾いたします。

第26条(早期完済の場合の特約) 本人会員がカードショッピングの約定支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残高を一括してお支払いいただいたとき、本人会員は、78分法、またはそれに準ずる会社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち、会社所定の割合による金額の払い戻しを会社に請求できます。

第27条(支払停止の抗弁) (1) 本人会員は、次の各号の事由が存するときは、割賦販売法の規定に基づき、かつ当該規定の範囲内で、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品又は役務若しくは権利について、支払いを停止することができるものとします。[1]商品の引渡し、又は役務の提供(権利の行使による役務の提供を含み、以下同様とします。)若しくは権利の移転がなされないとき[2]商品に瑕疵(欠陥)があるとき[3]その他商品の販売又は役務の提供について、加盟店に対し生じている事由があるとき(2) 本人会員が(1)の支払いの停止を行う旨を会社に申し出た場合、会社は直ちに所定の手続きを取るものとします。(3) 本人会員は、(2)の申し出をする場合はあらかじめ(1)の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。(4) 本人会員は(2)の申し出をした場合は、速やかに(1)の事由を記載した書面(資料がある場合は資料を添付するものとします。)を会社に提出するよう努め、また、会社がその事由について調査する必要がある場合は、会員はその調査に協力するものとします。(5) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、支払いを停止することができません。[1]売買

等の契約が会員にとって営業のために若しくは営業として締結したもの(業務提供誘引販売個人契約又は連鎖販売個人契約に係るものを除く。)であるとき[2]カードショッピングの支払方法が二月を超えない1回払いのとき(事務処理の都合上、二月を超えた場合は、1回払いと扱います。)[3]リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき[4]2回払い、ボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき[5]本人会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき(6)本人会員は会社がカードショッピングの利用額の残額から(1)による支払の停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払を継続します。

第28条(特定継続的役務提供契約の中途解約等) (1)会員は、商品等の購入及びサービスの提供を受けるためカードを利用した場合において、「特定商取引に関する法律」第49条に規定する解除を行った場合は、会社に対し直ちにその旨を通知するものとします。(2)本人会員は、(1)において加盟店から返還されるべき金員がある場合は、当該金額の範囲内で当該カードショッピングの支払額に充当され、不足額が発生した場合は直ちに支払いすることを承諾するものとします。この場合、支払方法が分割払いのときは、本人会員は、第26条の規定に従い、分割払手数料の払い戻しを請求できるものとします。

第29条(臨時増額返済) 本人会員は、カードショッピングリボルビング払いの利用に係る支払いについて、会社の承認を得て支払額を臨時に増額できるものとします。

第 章 キャッシングサービス条項

第30条(キャッシングサービスの利用方法) (1)会員は、会社の承認及び通知により次の方法で、会社より10,000円単位(但し、日本国外の場合はMCWが指定する現地通貨単位)で、キャッシングサービスが利用できます。

[1]会員が会社指定の現金自動預払機等(以下「ATM等」という。)にて暗証番号を入力する等の所定の手続きをして行う方法[2]会員が電話・インターネット等により会社所定の窓口へ所定の手続きによる申し込み、会社が本人の申し込みであることを確認して行う方法[3]MCWと提携した日本国外の金融機関等で、会員が所定の手続きをして行う方法[4]その他会員が会社所定の手続きをして行う方法(2)月間(締切日の翌日から翌月の締切日まで)のキャッシングサービスの利用可能枠は、第6条に定める利用可能枠の範囲内で、会社が別途通知する金額とします。(3)会員が、キャッシングサービスの利用時に会社に提出する書面はありません。

第31条(キャッシングサービス利用額の支払方法) (1)キャッシングサービスは、その返済方法により次の種類に区分されるものとします。[1]利用月の翌月1回払いの元利一括返済方式(以下「キャッシング(1回払)」という。)[2]定率リボルビング払方式(以下「ローン(リボ払)」という。)(2)キャッシング(1回払)の返済額は、毎月末日の金銭の借入れ残高(以下「借入残高」という。)と借入日の翌日から返済期日までの借入残高に対する年18.0%(1年を365日とします。ただし、閏年は1年を366日として計算します。以下同じ。)の割合による利息とを合計し、返済期日に第7条の定めにより支払うものとします。(3)ローン(リボ払)の返済額は、毎月末日に金銭の借入残高を締め切り、[1]に定める定率リボルビング払の方法により算出して得た額を会社に支払うものとします。[1]本人会員は、借入残高に対し、5%の返済比率を乗じた額(1,000円単位、1,000円未満は切上げ)を支払うものとします。ただし、最低返済額は、最低7,000円(平成19年12月18日以前に入会した会員は、最低5,000円)とします。なお、当該返済額には借入残高に対する年18.0%の割合による借入日数に応じた利息を含むものとします。借入日数は、金銭の借入日の翌日ないし前回支払期日の翌日から当月の支払期日までとします。[2]返済額の具体的算定例は次の

とおりとなります。

[例]返済比率 5%の場合、最低返済額は 7,000 円、

7 月 31 日にローン(リボ払)を 150,000 円ご利用の場合

初回のご返済(8 月 26 日)の内容

- ・返済額: $150,000 \text{ 円} \times 5\% = 7,500 \text{ 円}$ 。切り上げし、8,000 円
- ・利息充当分: $150,000 \text{ 円} \times 18.0\% \times 26 \text{ 日} (8 \text{ 月 } 1 \text{ 日から } 8 \text{ 月 } 26 \text{ 日まで}) \div 365 \text{ 日} = 1,923 \text{ 円}$
- ・返済額のうち元本充当分: $8,000 \text{ 円} - 1,923 \text{ 円} = 6,077 \text{ 円}$

第 2 回目のご返済(9 月 26 日)の内容

- ・締切日(8 月 31 日)時点の元本: $150,000 \text{ 円} - 6,077 \text{ 円} = 143,923 \text{ 円}$
- ・返済額: $143,923 \text{ 円} \times 5\% = 7,196 \text{ 円}$ 。切り上げし、8,000 円
- ・利息充当分: $143,923 \text{ 円} \times 18.0\% \times 31 \text{ 日} (8 \text{ 月 } 27 \text{ 日から } 9 \text{ 月 } 26 \text{ 日}) \div 365 \text{ 日} = 2,200 \text{ 円}$
- ・返済額のうち元本充当分: $8,000 \text{ 円} - 2,200 \text{ 円} = 5,800 \text{ 円}$
- ・ご返済後の元本: $143,923 \text{ 円} - 5,800 \text{ 円} = 138,123 \text{ 円}$

<具体的算定例>

利用可能枠 10 万円・実質年率 18.00%・定率リボルビング払い・最低返済額 7 千円・支払率 5.0%で 1 月 1 日に 10 万円を利用し、約定通りの返済の場合

- ・返済期間・回数 1 年 5 ヶ月・17 回
- ・返済金合計額 114,938 円

(4) 新規に金銭の借入れ又は借入残高がない場合の返済開始期日は、利用月の翌月 26 日とします。(5) 借入残高と利息の合計額が、最低返済額に満たないときは、返済額は、その合計額とします。(6) (2) の返済比率は、社会情勢の変化その他相当の事由がある場合には、会社において変更できるものとします。会員は、第 19 条の規定にかかわらず、会社から返済比率の変更を通知した後は、変更後の返済比率が適用されることをあらかじめ承諾いたします。

第 32 条(早期完済の場合の特約) 本人会員は、本人会員がキャッシングサービスの約定支払金の支払いを履行している場合で、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払うときは、残元金とキャッシングサービスの支払方法に応じた実質年率の割合による一括支払日までの利息を支払うものとします。

第 33 条(収入証明書等について) (1) 会社は、本人会員に対し、キャッシングサービスの利用状況により、会社が必要と認めた場合には、本人会員の支払能力調査のために、直近の源泉徴収票・給与支払明細書・納税通知書・確定申告書・課税証明書・年金通知書等のいずれかの提出及び収入の聞き取り調査等を求めることができ、本人会員はこれに応じるものとします。(2) 改正貸金業法 4 条施行に伴い、配偶者と併せた年収の 3 分の 1 以下のカードキャッシング利用可能枠の設定を受けた本人会員(配偶者の同意があるときに限ります。)は、会社が必要と認めるときは、配偶者の同意書、源泉徴収票等の書類の提出に協力するものとします。

第 34 条(承諾事項) 会員は、資格を取り消された場合、音声応答装置・ATM 等の故障等によりキャッシングサービスが遅延した場合、又はキャッシングサービスを受けられない場合、あるいは都合によりキャッシングサービスが中止された場合でも、損害賠償の請求ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

第 35 条(カードキャッシング利用時及びお支払時の書面の交付) (1)本人会員は、会社が認めた日より、会社が貸金業法第 17 条第 1 項および、貸金業法第 18 条第 1 項の書面に代えて、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他会社所定の方法により交付すること、貸付けの際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、あらかじめ承諾するものとします。(2)本人会員が希望する場合、前項に定める貸付けおよび弁済その他の取引状況を記載他の取引状況を記した書面を電磁的方法により提供するものとします。(3)貸金業法第 17 条第 1 項の規定により交付する書面または同第 6 項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

【お問い合わせ・ご相談窓口】

カードに関するお問い合わせ窓口

- (1)カードをご利用された場合の商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- (2)本規約についてのお問い合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、下記の株式会社セディナアンサーセンターまでご連絡ください。

●株式会社セディナ アンサーセンター

〒130-8548 東京都墨田区菊川三丁目 17 番 2 号

TEL.03-6722-9009

受付時間 9:30～17:30(1 月 1 日 休)

- (3)個人情報の開示、訂正、削除に関するお問い合わせ・ご相談は下記の株式会社セディナ お客様満足推進部にご連絡ください。

【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】

●株式会社セディナ お客様満足推進部

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目 23 番 20 号 桜通 MID ビル

フリーダイヤル 0120-686-909

カスタマーセンターよりお取り次ぎいたします。

受付時間 9:30～17:30

(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

株式会社セディナ

本 社 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 23 番 20 号

登録番号 東海財務局長(9)第 00166 号

カードを利用しない場合には、カードを利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。